

千葉地方裁判所委員会（第3回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 日 時

平成16年11月15日（月）午後1時15分から午後4時00分まで

2 場 所

千葉地方裁判所第1会議室

3 出席者

【委員】

（1号委員 9人）

青木佐登至（千葉テレビ）、赤田靖英（千葉日報）、池永静枝（千葉市）、久保形法子（調停委員）、高田廣（千葉銀行）、高野真光（日本放送協会）、長澤幹男（司法書士）、三善勝代（和洋女子大学）、村山真維（千葉大学）

（2号委員 2人）

大島有紀子（弁護士）、酒井正利（弁護士）

（3号委員 1人）

室井和弘（千葉地検総務部長検事）

（4号委員 2人）

阿部文洋（千葉地裁所長）、山口博（千葉地裁民事部総括判事）

【運営委員会構成員】

金谷暁（千葉地裁刑事部総括判事）、宮尾成明（千葉地裁民事首席書記官）、山田聡（千葉地裁刑事首席書記官）、中井憲一（千葉地裁事務局長）、渡辺雅伸（千葉地裁総務課長）、中里裕史（千葉地裁総務課課長補佐）

【庶務担当者】

井上弘（千葉地裁総務課庶務係長）

4 議 事

(1) 開会のあいさつ

(2) 新委員の紹介

(3) 報告事項【報告要旨は、別紙1のとおり】

ア 第2回議事概要の公開について

イ 平成16年度「法の日」週間広報行事の開催について

ウ より利用しやすく、親しみやすい裁判所とするための方策について

（ア） 広報活動の充実に向けた取組状況について

（イ） 裁判所へのアクセス向上に向けた取組状況について

（ウ） 民事事件受付窓口の改善状況について

(4) 意見交換【発言内容は、別紙2のとおり】

テーマ「裁判員制度の円滑な導入のための方策等～ 裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について～」

ア 裁判員制度に対する国民の認識についてどのように考えるべきか。

イ 裁判員制度について特にどのような事柄を伝えていくべきか。

ウ 今後、どのような点を考慮して、どのような広報活動を行っていくべきか。

(5) その他（要望事項等）

【特になし】

(6) 千葉地方裁判所委員会（第4回）の開催について

ア 意見交換テーマ

【了承事項】

第4回の当委員会における意見交換テーマを「簡易裁判所へのアクセス拡大について」及び「裁判員制度の円滑な導入のための方策等～（小テーマ未定）～」とする。

イ 開催期日

【了承事項】

第4回の当委員会の開催日を平成17年5月27日（金）午後1時15分から午後4時までとする。

(7) 閉会のあいさつ

5 配布資料

(1) 進行次第

(2) 席図

(3) 千葉地方裁判所委員会委員名簿（平成16年11月1日現在）

(4) 裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等（アンケート結果）

(5) 意見交換テーマについて

(6) 参考資料

ア 司法の窓「裁判員制度特集号」（事前配布）

イ 法曹三者パンフレット「裁判員制度がはじまります！」（事前配布）

ウ 新聞記事（平成16年度「法の日」週間広報行事）

エ 裁判所見学の募集要綱

オ 出前講義の募集要綱

カ 裁判所表示板の設置状況（木更津支部，一宮支部）

キ 「裁判員制度広報に関する懇談会（第1回）」配布資料

ク 裁判員制度に関する千葉地方裁判所管内の統計資料

ケ 裁判員事件用法廷のCG（2枚）

コ 裁判所データブック2004

(7) 席上配布資料

ア 千葉地方・家庭・簡易裁判所への案内図（下級裁判所ホームページ画面）

イ 裁判員制度に関する世論調査結果（共同通信，読売新聞，産経新聞，NHK）

以上

(別紙1)

(3) 報 告 事 項

(:委員長, :運営委員)

ア 第2回議事概要の公開について

当委員会の第2回議事概要については,その内容について各委員の了承を得た上,7月12日(月),下級裁ホームページに掲載するとともに,千葉社会部記者クラブ及び千葉民間放送テレビ記者クラブ加盟各社(千葉日報,共同通信,毎日,時事通信,産経,NHK,東京,読売,朝日,日本テレビ,TBS,テレビ朝日,フジテレビ,千葉テレビ)に交付する方法により公開された。

イ 平成16年度「法の日」週間広報行事の開催について

平成16年度「法の日」週間広報行事の概要は,次のとおりである。

(ア) 裁判官による出前講義の実施

- a 9月28日(火)13:00~15:15(テレビ報道,新聞報道あり)
千葉市立稲毛中学校3年生34人

裁判官1人を派遣し,生徒たちによる模擬裁判(法服貸与)を実施した後,その講評や裁判員制度の説明を行った。また,当日見学された社会科教師30人との間で,裁判所の広報活動等に関する意見交換を行った。

- b 10月1日(金)13:20~15:15
渋谷教育学園幕張中学校3年生273人

裁判官2人を派遣し,裁判員制度や刑事裁判の原則等についての講義と質疑応答を行った。

- c 10月4日(月)18:10~19:25
千葉県立千葉高等学校定時制全学年176人

裁判官2人を派遣し,広報用ビデオ「知っていますか?裁判所」を上映した後,裁判手続や裁判員制度についての講義と質疑応答を行った。また,法服の着用体験もしてもらった。

(イ) 多重債務に関する説明会「多重債務で困ったときの裁判手続 - 特定調停・自己破産・個人再生 -」の開催

日 時:10月5日(火)13:30~16:00

場 所:千葉地方裁判所大会議室

参加者:参加者約70人(委員6人が見学)

内 容:特定調停,自己破産及び個人再生の手続振り分けビデオを上映した上,

担当者が各手続の概略を説明し、その後、裁判官、調停委員等によって、特定調停、自己破産及び個人再生の各申立て相談の模擬と模擬特定調停を行った。当日は、県内の行政における多重債務の相談業務にいかしていただくため、市町村の担当者や消費生活センターの相談員約50人に参加していただき、活発な質疑応答も行われた。

(ウ) 無料法律相談所の開設（検察庁・法務局、弁護士会及び裁判所による合同開催）

- a 10月 7日（木）10：00～15：30
千葉地方・家庭裁判所木更津支部 参加者51人
- b 10月13日（水）10：00～16：00（テレビ報道あり）
「三越千葉店」地下2階特設会場 参加者48人
- c 10月19日（火）10：00～15：00
千葉地方・家庭裁判所松戸支部 参加者32人
- d 10月19日（火）10：00～15：00
東金市役所5階会議室 参加者41人

ウ より利用しやすく、親しみやすい裁判所とするための方策について

前回の委員会以降、より利用しやすく、親しみやすい裁判所とするために当裁判所において講じた方策の概要は、次のとおりである。

(ア) 広報活動の充実に向けた取組状況について

- a 裁判所と行政とが連携した形での裁判手続の基本的な部分の積極的な広報
裁判所と行政とが共催するという形での活動はなかったが、裁判手続の広報について、千葉県環境生活部県民生活課との間で打合せを行ったところ、市町村の担当者等に、イの(イ)の多重債務に関する説明会に参加してもらう運びとなったものであり、連携に向けた第一歩であると受け止めている。
- b 裁判所が学校に出向く形での模擬裁判の実施
イの(ア)のaのとおり実施した。
- c 裁判所が学校に出向く形での裁判手続の説明
イの(ア)のb及びcのとおり実施した。
- d 高校等の社会科の教師、模擬裁判の指導者の育成
イの(ア)のaのとおり、中学校の社会科の教師30人との間で意見交換の場を持ったので、これを機に出前講義の依頼が増えることを期待している。
- e 法廷傍聴の活用
職員によるガイド付きの法廷傍聴者数は、平成16年度が615人であったのに対し、平成17年度は、現時点で813人と約30パーセント増となっている。今後も、積極的に受け入れていきたいと考えている。
- d 「県政だより」、「市政だより」、新聞の折り込み広告等を利用した広報活動

イの(ウ)の無料法律相談所の開設については、市町村の広報誌への掲載による広報を行った。イの(ウ)のbの「三越千葉店」における無料法律相談を知ったのは、参加者48人のうち、25パーセントが新聞、52パーセントが「市政だより」ということであり、統計数値としての母数は大きくはないが、各戸への配布物の影響力が大きいと考えている。しかし、新聞の折り込み広告の活用については、その経費を計算すると、予算的に厳しいというのが現実である。

e 広報用ビデオの貸出し

前回の委員会以降、4件の貸出しを行った。

f ポスター掲示方法の工夫

広報用のポスターについては、従前、庁舎内の掲示板に掲示していたが、このたびの裁判員制度に関するポスターなどは、まず、言葉として「裁判員制度」というものを広く知ってもらう必要があるため、外に向かって積極的に情報を発信するという観点から、本庁の庁舎西門の歩道に面したところに新たに掲示板を設置し、広報用のポスターを掲示することとした。今後は、管内の裁判所にも設置していきたいと考えている。

なお、「裁判員制度・誕生」のポスターについては、同様の観点から、多くの人々が利用する外部の施設、例えば、JR千葉駅、JR本千葉駅、モノレール各駅、若葉郵便局、中央郵便局等に掲示を依頼した。

(イ) 裁判所へのアクセス向上に向けた取組状況について

a 各裁判所の庁舎の案内表示板

新たに本庁、一宮支部及び木更津の各裁判所に設置し、管内の全ての裁判所への設置が完了した。

b 各裁判所の案内図のホームページへの掲載

本庁については、以前より詳細なものを掲載済みであり、管内の各裁判所についても、来年3月までに掲載する予定である。(委員から、案内図には庁舎の出入り口を表示した方が分かりやすいとの意見あり)

c 最寄りの停留場でのバスの車内アナウンス

経費を計算すると、予算的に厳しいというのが現実である。

d 本庁の各建物の配置図

庁舎の新営計画があるということなので、設置を見送っているところである。

(ウ) 民事事件受付窓口の改善状況について

本庁の民事訴訟事務室のカウンターに相談者と事件記録の閲覧者が隣り合わせになることがあるが、両カウンターの間仕切り板が設置されておらず、話しにくい状況があったため、両カウンターの間仕切り板を設置し、相互に顔が見えないようにした。

以上

(別紙 2)

(4) 意見交換

テーマ「裁判員制度の円滑な導入のための方策等～ 裁判員制度に関するより効果的な
広報の手法等について～」

(:委員長, :委員, :運営委員)

(事前説明)

(裁判員制度に関する補足説明とその導入に向けた動きについての説明)
(裁判員制度に関する広報についての説明(最高裁判所における計画, 当裁判所
においてこれまで実施した広報及び今後の計画等))

ア 裁判員制度に対する国民の認識についてどのように考えるべきか。

まず最初に, 平成16年5月27日付け読売新聞に掲載された裁判員制度に対する意識調査の結果(以下「アンケート結果」という。)も参考にさせていただいて, 裁判員制度に対する国民の認識がどのようなものであるかについて, 意見交換願いたい。

現時点では, マスコミの人間ですら, 制度があることくらいは知っているという程度で, どういう制度で, どういうことをしなければならなくて, どのくらい日にちをとられるのかといったことになると疑問符である。しかし, 5年後に実施される制度について, アンケート結果にもあるとおり, 7割以上もの国民が名称だけでも知っているというのは, 数値的には高い方ではないかと思われ, 今後の方策によっては何とかなるのではないかという気がしている。

導入までの時間的なこともあり, まだ他人事というか, 距離があるのではないか。周りで実際に話題に上がったこともないし, 意見を交換したこともない。

国民は, テレビドラマで見る陪審員くらいにしか認識していないのではないか。

数人に, 裁判員制度を知っているかどうかを尋ねたことがあるが, ほとんど知らなかった。

そもそも, 裁判員制度について, 国民がどう認識しているか, 何を知りたがっているのかを把握しておかなければ, どのような広報活動を行えばよいのか分からないのであるから, 効果的な広報を行うことはできない。そういう意味で, 裁判員制度に対する国民の認識についての問題提起は非常に意味のあることだと考える。効果的な広報を展開していくためには, 何らかの形で一度意識調査を実施してみる必要があるのではないか。

イ 裁判員制度について特にどのような事柄を伝えていくべきか。

次に、裁判員制度に対する国民の認識がそのようなものであるとすると、どのような事柄を伝えていく必要があるのかについて、自由に意見交換願いたい。

裁判員制度をほとんど知らないと答えた人にその概要を説明すると、まず返ってきた意見は、恨まれたら困るというものであり、これは、アンケート結果にある「裁判員の身元を公表しない」という条件に関連する。次に返ってきた意見は、解雇されたら困るというものであり、これは、アンケート結果にある「休暇に対する勤務先の理解」という条件に関連する。また、裁判員の仕事はどんな内容かという質問を受けたことがあり、これは、アンケート結果にある「わかりやすい裁判」の周知の問題と関連するものであると考えられ、国民に何を伝えるべきかを考える上で参考となるのではないか。

国民の中には、裁判員制度の導入について、アメリカの陪審員制度を導入するのだろうと単純に考えている人やアメリカの模倣ではないかという考え方の人など、いろんな人がいると思う。まずは、「今なぜ国民が刑事裁判に参加する裁判員制度を導入する必要があるのか。」ということを十分に説明することが、実は一番重要なのではないか。

国民には、裁判というと、弁護士や検察官といった選ばれた人たちだけが行うものであるという意識があり、素人がその中に入ってプロと一緒にやっていけるのかという不安がある。それなのに、「今なぜやらなければならないのか。」という参加する意義を示す必要があるのではないか。

裁判員制度を導入すると裁判の迅速化が促進されるということであるが、一方で、例えば、公的弁護制度等、裁判を受ける側の権利・人権の観点から、裁判を受ける側から見たメリットについても説明していく必要があるのではないか。

国民は、裁判員の日当を具体的に気にしているほか、費やす日数、頻度、会社の不利益なども気になるところであろう。服装も気になるところかもしれない。

裁判員制度を導入すると、「何がお得なのか」、「こんな風によくなりますよ」といったことを具体的にアピールしていかないと、なかなか国民のやる気を起こさせることは難しいのではないか。

裁判員制度導入の利益、不利益を具体的に説明しないと、国民の関心が沸いてこないと思う。実際に裁判員に選任されれば関心を持つであろうが、その前の段階で、千葉県の特性も考慮して、何を訴えかけると県民の関心をひくことができるかを考える必要がある。

国民の認識のレベルとしては極めて低く、関心もないというのが現状であり、制度の導入までの5年の間にも、国民はそんなに詳しいことまでは求めておらず、せいぜい名称の認知とイメージとして裁判官と一緒に座ってやるんだというレベルではないかと考えられる。したがって、細かい内容にわたる広報はあまり意味はなく、抽象的なものとして理解してもらえば足りるのではないか。後は、選任されてから説明すれば足りるのではないか。検察審査会の審査員の場合でも、最初はほとんどの方がちゅうちょされるが、いざ関与し始めると熱心になってくる。裁判員についても同様ではなからうか。

裁判员制度導入の前提として、国民に自分の意見を述べる訓練ができているのか、国民が論理的な議論をすることができるのかという不安があり、これをどこでトレーニングするのか、その辺りの教育プログラムがどうなっているのかという問題もあるのではないかと。

今の学生はというと、自分の意見を述べる機会があまりなく、与えられたものを受け取るのが良しとされてきたこともあって、感覚的にものを言うことが多く、論理的に述べるのは不得手のようだ。また、いろんな学生がいて、公正な判断ができるのかという不安もある。これからは、教育の場においても、自分の意見を述べる訓練をしていく必要があると考える。

第一線の方々に次々と裁判员を辞退されると困ったことになるわけだから、要は、「選任されたらやってくださいよ。」ということを書いていかなければならない。

ウ 今後、どのような点を考慮して、どのような広報活動を行っていくべきか。

最後に、これまでの意見を踏まえると、今後どのような広報活動を行っていくのが効果的かについて、意見交換願いたい。難しい問題であり、本日の限られた時間の中だけで結論付けることは困難であると思われるが、何なりと自由に御発言願いたい。

マーケティングと同じで、いかにして売り込むかということであり、まずは現状把握をする必要がある。

最近、「市政だより」等を読まなかったり、新聞を読むにしても自分に関係する部分しか読まなかったりで、情報を知らなすぎる人が多いようであり、他人事という意識も強いようである。そのような人たちにいかにして情報を伝達していくかということだと思う。

広報の方法としては、「市政だより」の活用は極めて有効である。また、町内自治会連合会等に依頼して回覧を回してもらおうと、経費をかけることなく、かつ、年齢を問わず広くピーアールすることができる。

国民は、どのような服装で、どこに行って何をするのかということは何も知らないのだから、これを伝えるためにビデオを作成してはどうか。学校ではこのまま法教育を続けていってもらえばよいので、特に今の成人に向けた、例えば、60歳台、20歳から30歳といったように年齢層別のビデオを作成するのが効果的であると考えられる。

広報の手段を年齢別、年代別に考えることは、有効であると考えられる。

ビデオを作成する場合には、手続的なことを解説するものではなく、警察署が作成している防犯関係のビデオのように、例えば、裁判员に選任されたある会社員を主人公にするなど、ドラマ仕立てで流れを理解させるようなものを、年代別に作成すると効果的ではないか。

ドラマ仕立てのビデオを作成するというのは、良いアイデアだと思うが、例えば、陪審員については、長い歴史の中でいろんな事件が起こって、それがドラマ化がされてきたわけで、裁判员についても、今後いろんな事件が起こってくるとドラマ化

できるだろうが、今の段階では難しいのかなという気もする。

裁判員が年齢的にも無作為に選任されることからすると、ビデオを作成する場合には、年代別のものよりも、いろんな年代の人が登場するものを作成した方がむしろ効果的ではないかと考える。

映像による広報は、作り方によっては一方的な情報しか伝えられないという危険性をはらんでおり、作成する側も受け取る側も難しい面がある。最近、メディアミックスということが言われるが、最終的には、紙でしか伝えられない情報というのが必ずあり、ビデオのような絵は、イメージとしては伝わるが、細かい部分を伝えきれないことがあるという限界があることも理解しておく必要がある。

ビデオを作成した場合には、次に、これをどうやって見せるかという問題があるが、人間の集中力も約15分が限度で、それより長くなると、都合のよいところしか見ないということにもなりかねないので、時間にも注意する必要がある。

裁判員制度の導入直前になれば、マスコミでも取り上げられ、ワイドショーなどでも流されるであろうから、国民も見るであろうが、果たしてこの時期にどれほど興味を示してビデオ等を見てくれるのだろうかという点、あまり興味を示さないのではないか。

典型的な裁判員事件について、裁判員が関与しない裁判手続と裁判員が関与する裁判手続について、裁判に要する日数を含めた比較対照表のようなものを、A4判1枚の用紙にまとめると分かりやすいのではないか。

裁判員事件については、争点整理手続が行われるため、裁判員が関与しない裁判と裁判員が関与する裁判にそれぞれ要する日数を単純に比較対照することは適当でないと思われる。

「裁判員制度・誕生」のポスターでは、単に制度ができたという意味合いしかないもので、ポスターを作成する場合には、例えば、「あなたが主演 裁判員制度」というような一般の人の食い付きのよいキャッチコピーを使うのが効果的である。

言葉づかいを平易にする必要がある。司法用語は分かりにくく、日本語としても違和感がある言葉もある。このたびの裁判員制度のポスターについても、「裁判員制度・誕生」とあるが、「裁判員制度」と「誕生」との間を「&」の意味の中黒でつなぐのはいかがなものかと思う。

記念品にロゴを入れるときには、目立つように工夫した方がよい。

イメージキャラクターを作成するのも効果的ではないかと考える。

上級庁からの官製広報はできるだけ避けた方がよい。千葉地方裁判所が主体となるわけであるから、「千葉地裁発」のピーアールの仕方を考えていく必要があるのではないか。また、タウンミーティングなどは、通常、大阪、名古屋等の大都市を中心に開催され、千葉では開催されないが、千葉県は、産業の集積もあり、独立してやっていく力を十分持っているのであるから、その特性や風土もいかして、「千葉発」のものを考えていくべきではないか。

千葉県民のおおらかな県民性からすると、広報についても、大雑把なものが受け入れられやすいのではないか。

千葉県民の県民性は、おおらかで、何でも受け入れてしまうので、とにかく知っ

てもらおうということが大事である。

これまでの経験からすると、最高裁や検察庁が広報を行うよりも、テレビドラマや漫画などで取り上げられる方がより効果的である。

法曹三者のそれぞれに広報の計画があるようであるが、それぞれが同じことをやっていたのでは、経費の無駄使いにもつながるので、互いに十分に連携していく必要があると考えられる。

今後、裁判員制度の導入間近になると、民間の各メディアが取り上げ始めるであろうが、例えば、裁判員制度がおもしろおかしく取り上げられたときに、国民がこれにかき回されないようにするための準備をしておく必要もあるのではないか。

以 上